

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

このことについては、令和 6 年（2024年）2 月29日付け教生学第1496号通知に基づき、児童生徒の心のケアに努めていただいているところですが、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があり、大型連休明けに増加する傾向が見られます。学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と連携しつつ、児童生徒一人一人の悩みやストレスを把握することが重要です。

つきましては、次のことについて、校長のリーダーシップのもと、全教職員が改めて共通理解を深め、児童生徒の命と心を守る取組を進めていただきますよう、お願いします。

記

1 教育相談等の実施について

- 全ての児童生徒に対し、1 人 1 台端末等も活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の把握を行うこと。
- 児童生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーによる支援や、スクールソーシャルワーカーを活用した医療等の関係機関との連携など、心の健康問題への対応を徹底すること。また、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの緊急派遣が必要な場合は、市町村教育委員会を通して当該教育局に相談すること。

2 悩みや困難を抱える児童生徒等について

- 悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等に対しては、児童生徒との面談の実施や、保護者への連絡、家庭訪問等により継続的に児童生徒の様子を確認し、必要な支援を行うこと。
- 教育相談やアンケート等で自死をほのめかしたり、自殺の具体的な計画や方法に言及したりするなど、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、教職員が抱え込まず、速やかに学校の管理職、学校設置者と情報共有を図り、保護者、医療機関等とも連携しつつ、命の危機を防ぐため万全の体制で対応に当たること。

3 児童生徒の S O S を受け止める取組について

- 児童生徒自身が心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できるよう「S O S の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施し、児童生徒が安心して S O S を出すことのできる学校環境の整備に努めること。
- 道教委「子ども相談支援センター」や、「ライン相談」、1 人 1 台端末を活用した「おなやみポスト」の利用を改めて周知すること。

【参考】

- 自殺予防等への対応については、「生徒指導提要 第 8 章 自殺」を参照のこと。
- 自殺予防に関する資料等については、道教委Webページ「自殺予防教育ポータルサイト（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssaf/>）」を参照のこと。

（生徒指導係）